

昭和二十五年三月九日提出
質問第八〇号

旧日本医療団の財産処分に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年三月九日

提出者 池田峯雄

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

旧日本医療団の財産処分に関する質問主意書

一 旧日本医療団（東京都千代田区三年町一清算人赤木朝治）が所有せる資産は、終戦当時どれほどであり、現在どれくらいであるか。

二 政府は、その財産処分に関し、いかなる監督と指示を行っているか。

三 旧日本医療団の所有地として、茨城県新治郡石岡町には、相当の山林原野があつたが、これをいかに処分し又は処分しようとしているか。

右の山林原野は、当然農業用地として開放すべきであると思ふが如何。

四 これらの土地に対し、地元農民は、立木のまま、採草地、薪炭林として開放を要求し、地元農地委員会もこれに同意しているにもかかわらず、同町若松町五七一番地脇谷貞助氏は、旧日本医療団と古くより因縁あるものであるが、右の土地十三町八反七畝二十七歩を九十七万五千円で買い受けたと称し、伐採を始めている。この結果、この山林に水源をもつ周囲の水田は植付不能となる危険があり、又長年利

用していた採草地、薪炭林を奪われる結果になっている。政府は、かような処分方法が閉鎖団体の財産処分方法として妥当と思うか。

五 右の如き事実に対し、政府はいかなる措置をとり得る権限を有し、又今後いかなる措置をとるか。
右質問する。